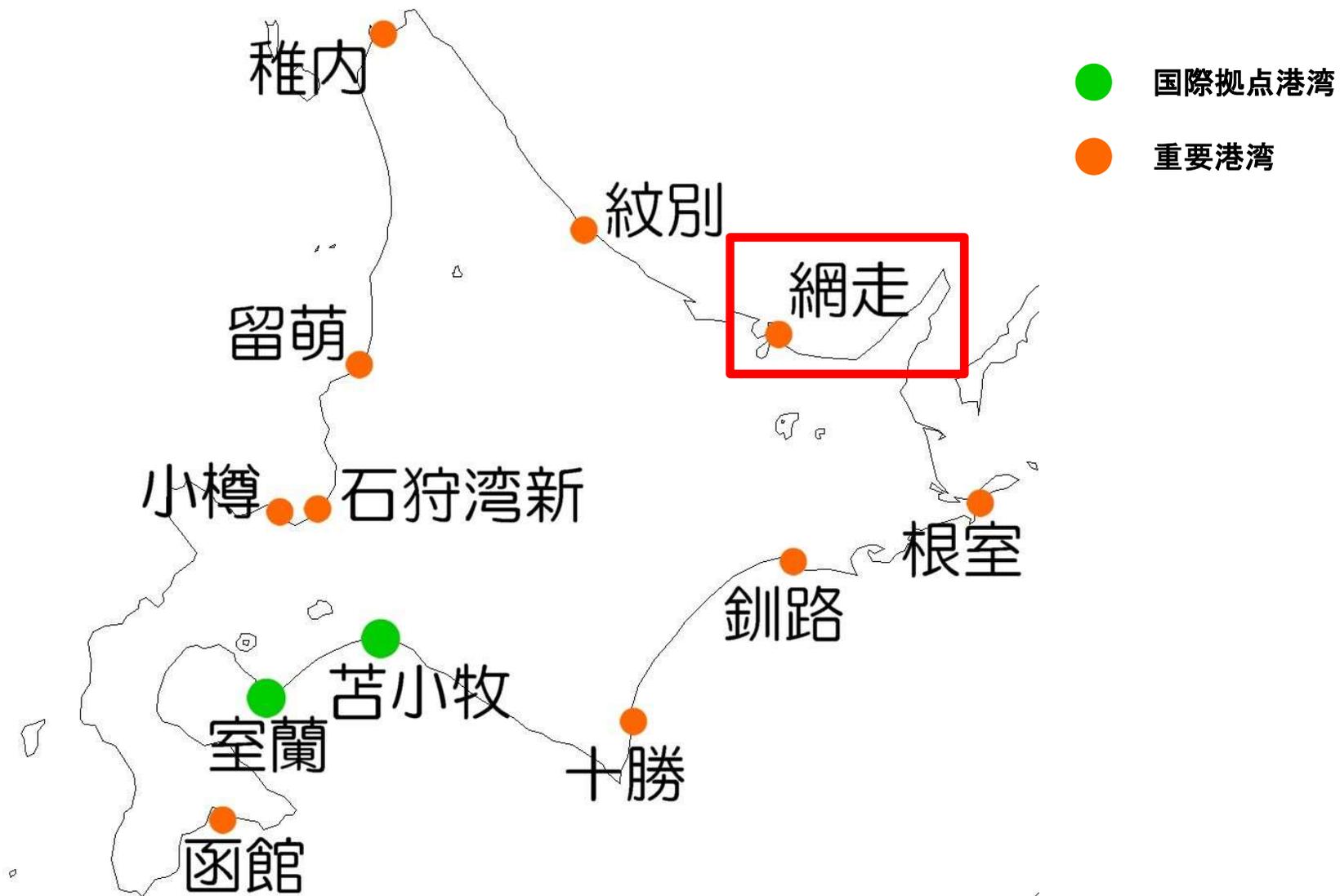


# 網走港の現状と課題

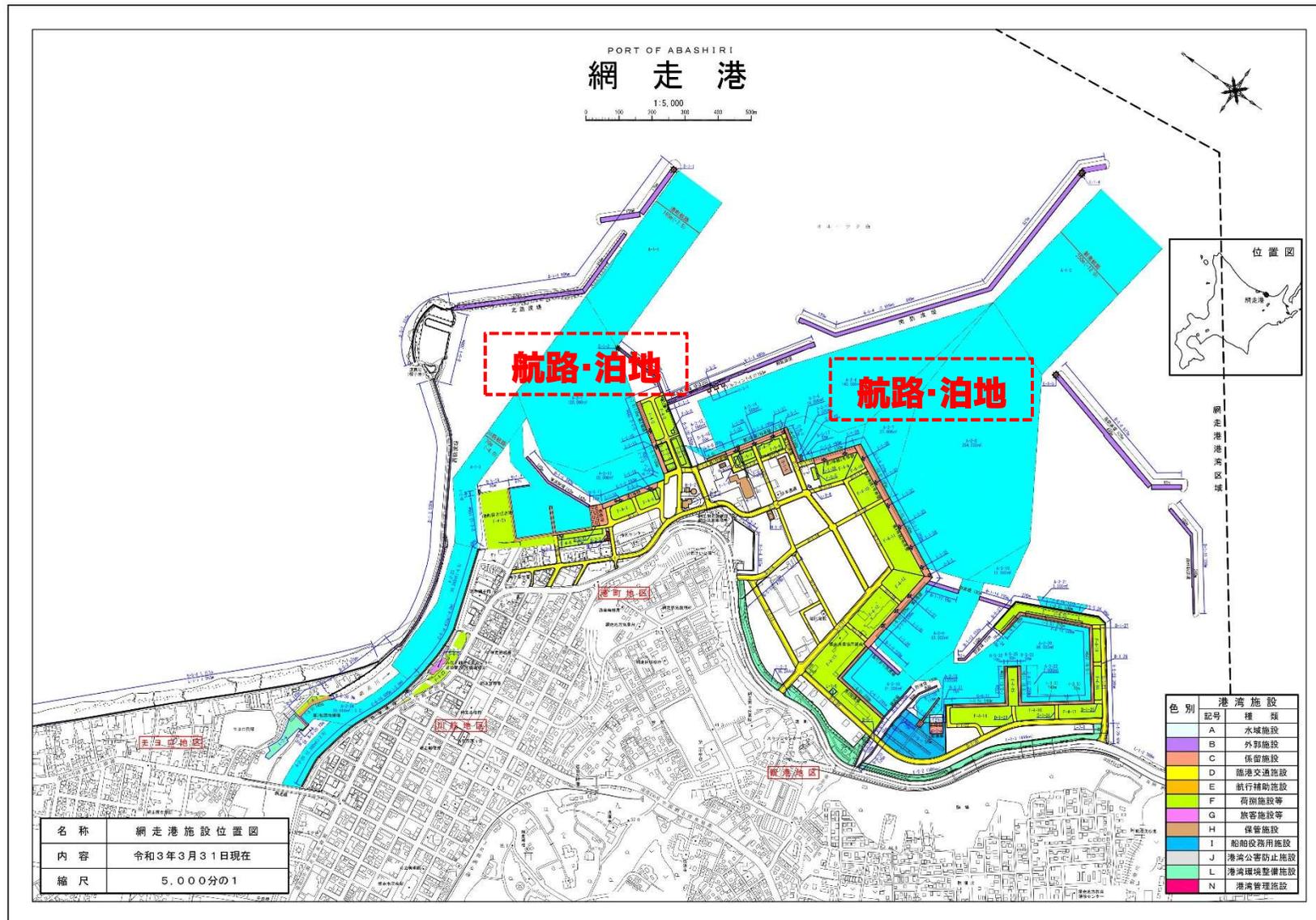








# 施設位置図

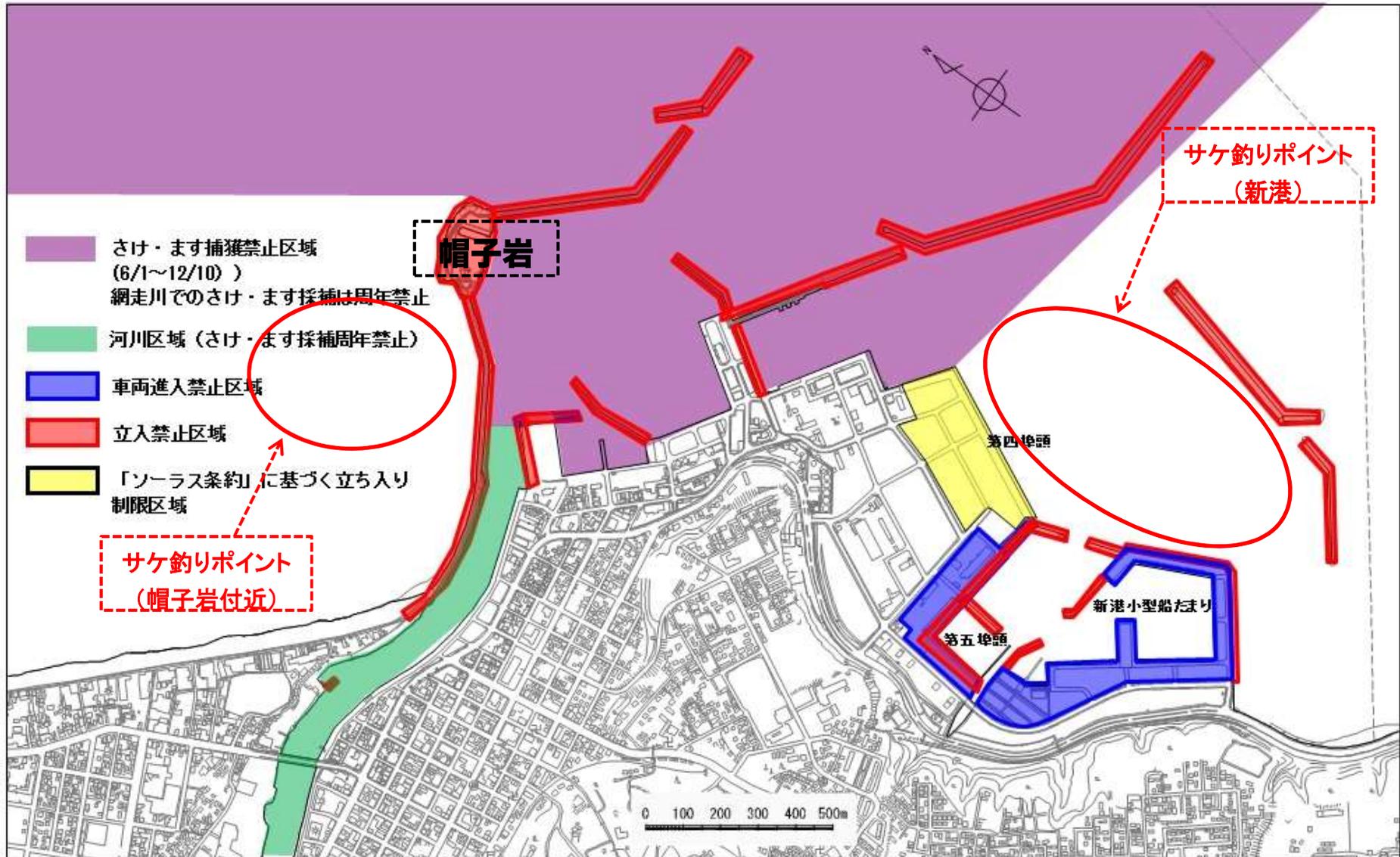


港内において、船舶同士による衝突事故、  
海難事故の可能性が高まっている

## 原因

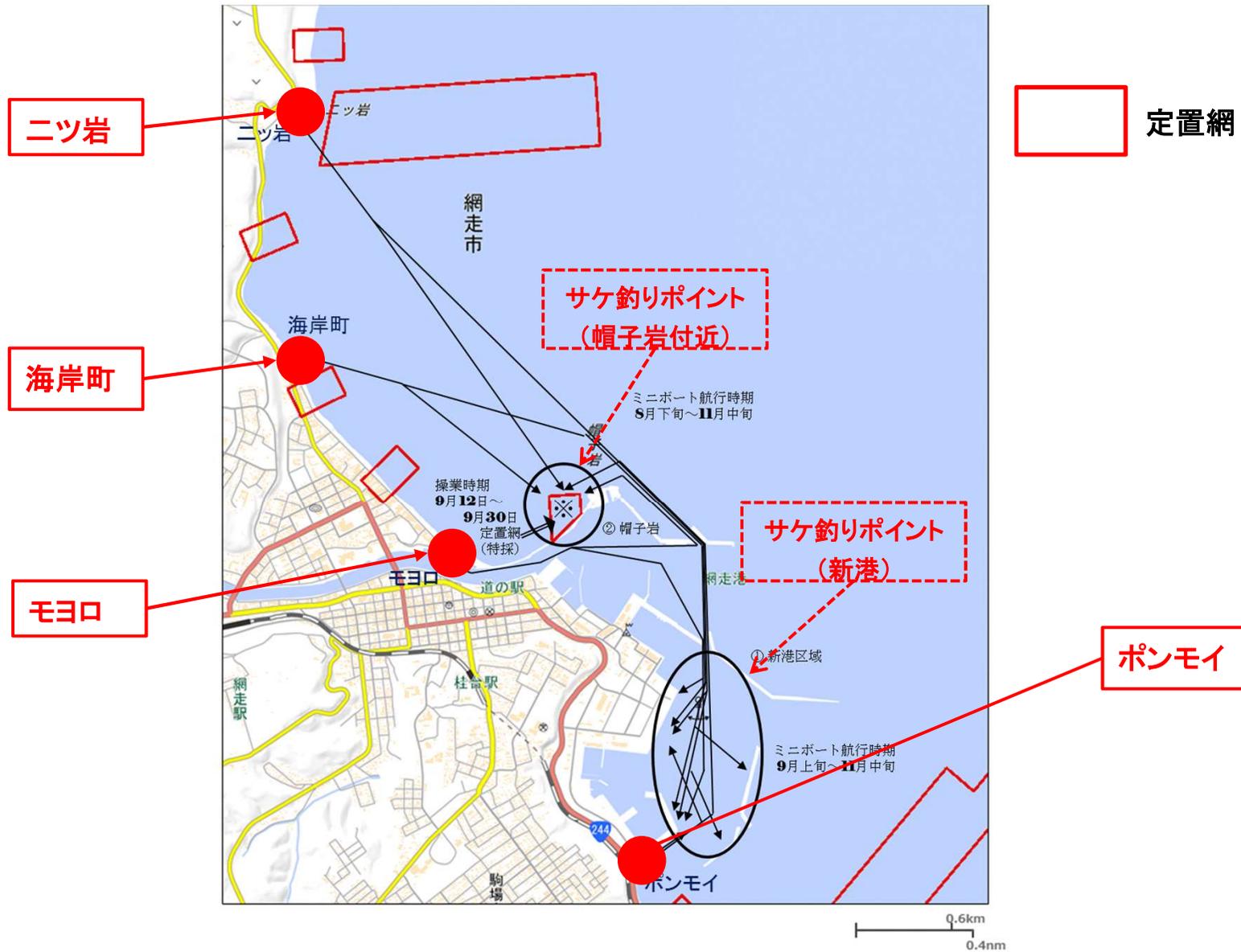
- プレジャーボートやミニボートを利用した港内の釣りの増加
- ミニボート利用者は海や船舶の知識を持っていない者が多い
- 航路・泊地に停泊・停留をしての釣り行為
- 航路・泊地を横切る危険行為
- 船だまり入口付近での釣り行為は漁業活動の時間帯と重なっており非常に危険な状況

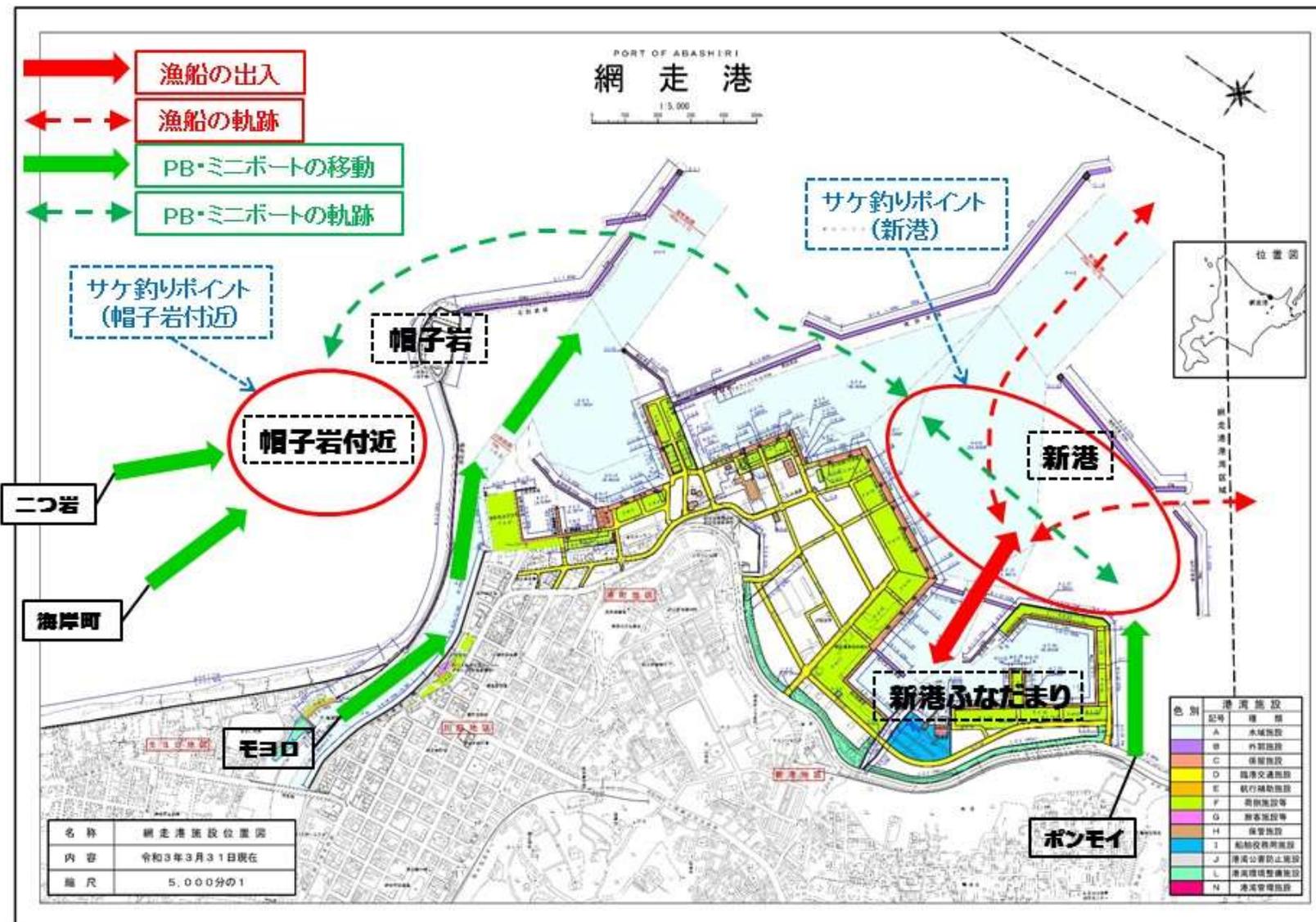
漁業活動や海運の妨げにならない、海難事故防止のための  
新たな規制が必要

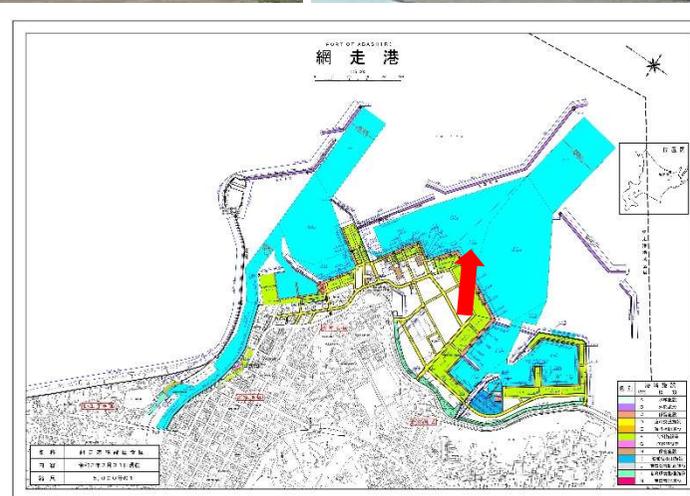


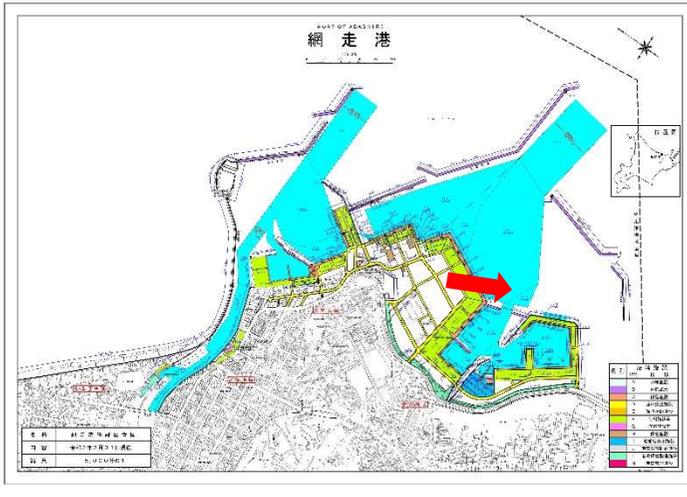
# プレジャーボート・ミニボートの航行図

7



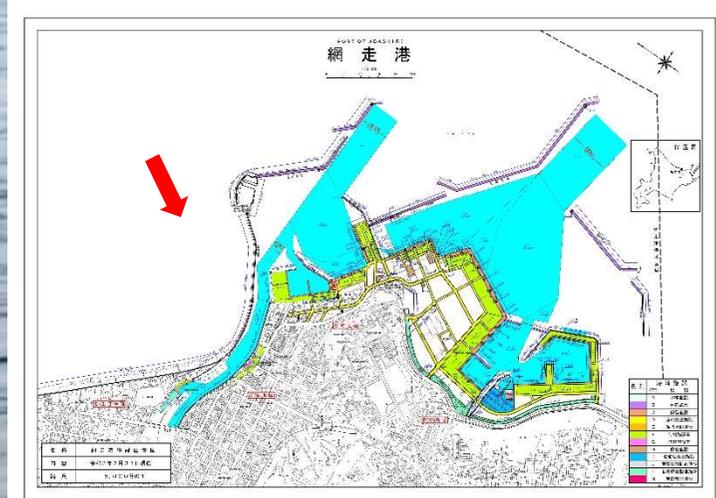








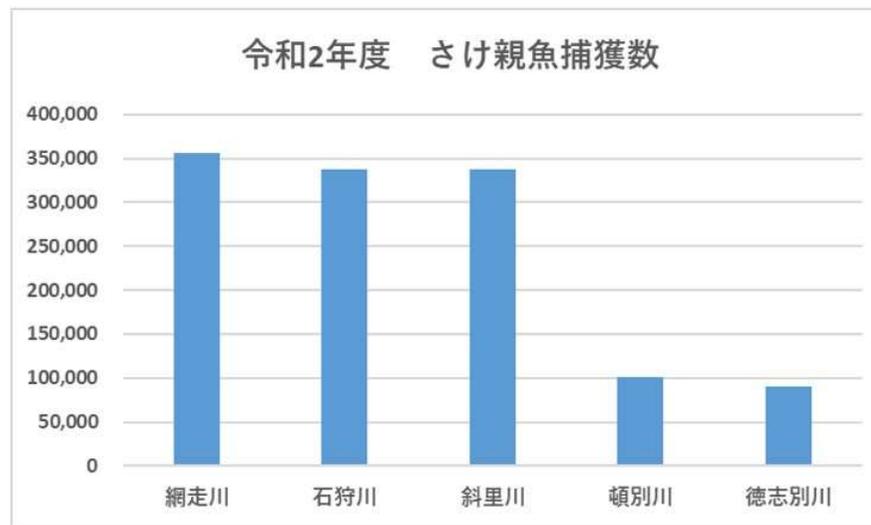








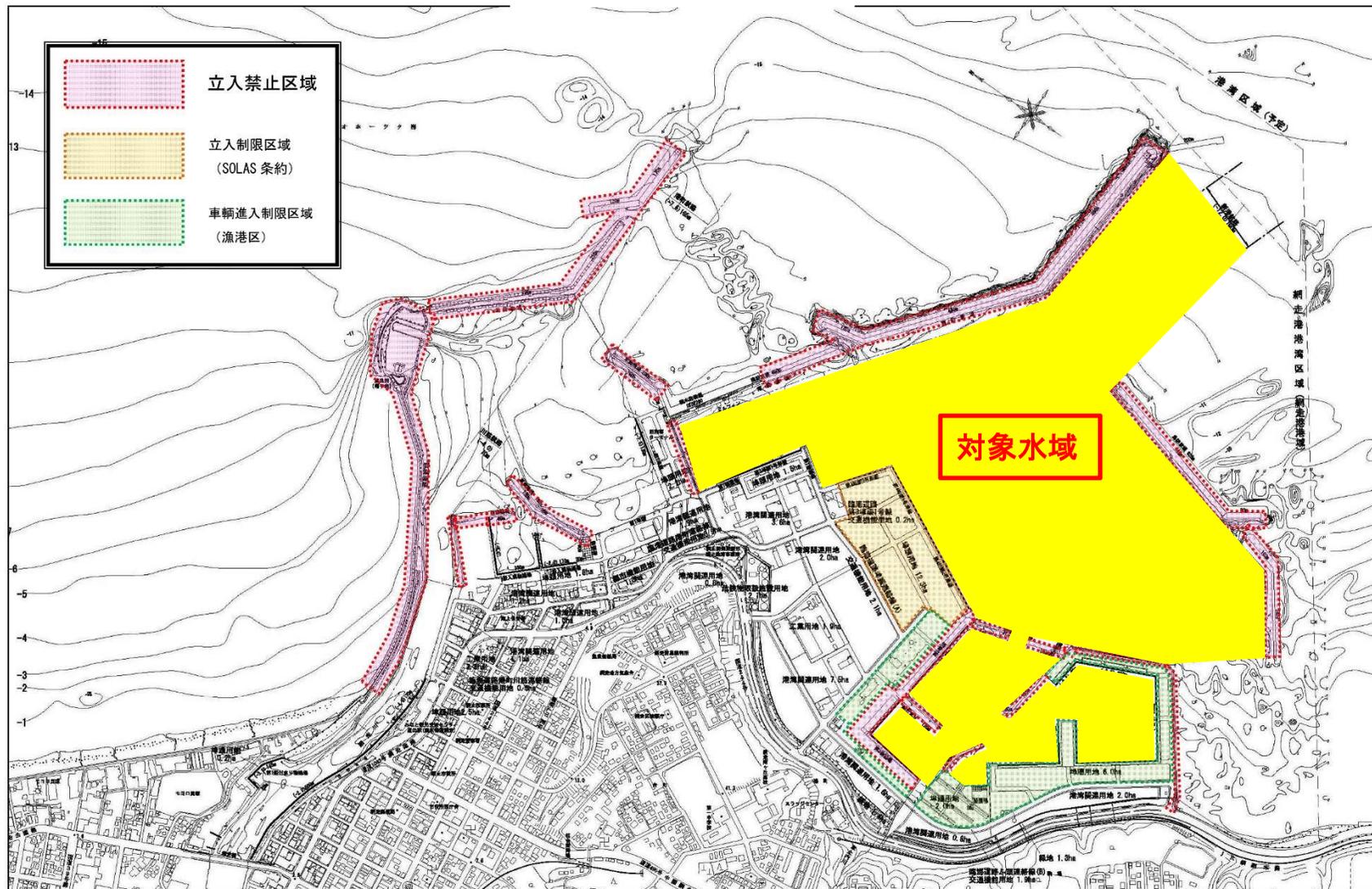
○さけ・ます増養殖にとって重要な河川であり、さけ来遊数が減少している現在、オホーツクのみならず北海道のサケ資源を支える最重要河川となっている。



種別	一級河川
流域面積	1,380km <sup>2</sup>
延長	115km
水源	阿幌山 (津別町)

全道の親魚総捕獲尾数 260万尾  
 ・網走川 35万6千尾 (全道一位)  
 ・斜里川 33万7千尾

※網走川と斜里川で全道の約3割を捕獲



- ・網走港には全国一の親魚捕獲河川である網走川が流入しており、道内有数のサケ釣りのポイントとなっており、特に対象水域においてボートを利用した釣り人は急増している。
- ・網走港は国内外の商船、客船、そして地元漁船に広く使用されており、特にサケ釣りシーズンと重なる8月から11月は8,000隻の出入港がある。
- ・ミニボート利用者は海に関する知識を持ち合わせておらず、商船、漁船等に近づいたり、前を横切るなど、非常な危険な行為が見られ、いつ事故がおきてもおかしくない状態となっている。
- ・港湾区域外ではあるがゴムボートが横波をうけ1名死亡する海難事故が発生しており、またミニボートの転覆事故は確認されただけで5件報告されている。(海上保安署調べ)
- ・近年のサケ資源の動向から今後も当地におけるミニボートなどを利用した釣りは、減少するめどは見え、むしろ増加する可能性が高い。

**網走港内における事故防止のため、  
プレジャーボート・ミニボートの対象水域への  
侵入または航行などの規制についてご議論願いたい。**

## 網走市におけるサケ・マス関連河川

	稚魚放流		親魚捕獲		採卵		河口規制	備考
	サケ	マス	サケ	マス	サケ	マス		
網走川	○	○	○	○	○	○	○	捕獲河川
藻琴川	○	○	×	○	×	×	△	補完河川
浦士別川	○	○	×	×	×	×	×	非捕獲河川
バイラギ川	○	○	×	×	×	×	×	非捕獲河川

捕獲河川 : 孵化放流事業を行うために親魚を捕獲する河川

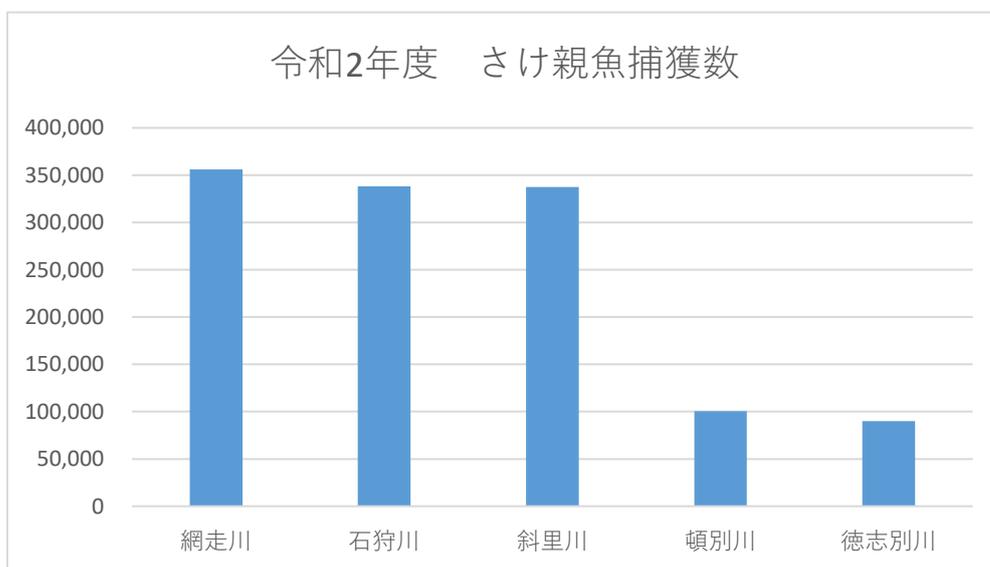
補完河川 : 捕獲河川で十分な量の親魚が捕獲できない場合に捕獲する河川

非捕獲河川 : 上記のいずれにも当てはまらない河川

河口規制期間: 藻琴は6月1日から8月31日 網走川: 6月1日から12月10日

## 全道における親魚捕獲量と数量上位河川

	尾数	割合(参考)
網走川	356,227	14%
石狩川	338,082	13%
斜里川	337,617	13%
頓別川	100,459	4%
徳志別川	90,119	3%
<b>全道</b>	<b>2,601,462</b>	



## ○網走市港湾施設管理条例

平成18年3月17日

条例第5号

改正 平成19年12月14日条例第16号

平成27年3月25日条例第17号

網走市港湾管理条例（昭和29年条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市の管理する港湾施設の管理に関し必要な事項を定めることにより、その安全かつ効率的な利用を図り、もって市の管理する港湾の適正な運営に資することを目的とする。

（用語）

第2条 この条例における用語の意義は、別に定めるもののほか、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において「港湾施設」とは、法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市の管理するものをいう。

（利用者の責務）

第3条 港湾施設を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、港湾施設の安全かつ効率的な利用に支障とならないようにするとともに、港湾環境の維持に努めなければならない。

（通常使用）

第4条 港湾施設は、当該港湾施設の目的（法第2条第5項各号に区分された港湾施設の目的をいう。以下同じ。）に従い、これを使用（占有を除く。以下同じ。）することができる。

（通常使用の許可）

第5条 前条の規定により港湾施設（航路その他市長が定める港湾施設を除く。）を次の各号により使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(1) 一般使用（貨物の荷さばきその他の使用の目的が終了するまでの間、その目的に必要な範囲内で使用することをいう。以下同じ。）

(2) 専用使用（期間を限ってその期間が終了するまでの間、専用的に使用することをいう。以下同じ。）

（許可の基準）

第6条 市長は、前条の許可の申請が次の各号の一に該当すると認める場合を除き、許可をしなければならない。

(1) 申請者が、当該申請に係る港湾施設の使用について必要な免許、許可その他の法令に基づく資格を有しないとき。

- (2) 申請者が、この条例の規定により、使用の許可の取消しを受け、その取消しのあった日から起算して2年を経過しないとき。
- (3) 申請に係る行為により港湾施設が損傷され、又は汚損されるおそれがあるとき。
- (4) 申請に係る港湾施設の能力に照らし適切でないとき。
- (5) 市長が港湾施設の効率的な利用を確保するため特にその用途を定めた場合にあっては、その定められた用途に照らし適切でないと認められるとき。
- (6) 専用使用にあっては、その期間が1年を超えるととき、又はその期間が1年を超えないものであっても、当該期間が当該専用使用に係る港湾施設の使用の目的その他に照らし適切でない認められるとき。
- (7) その他港湾の開発、利用、保全又は管理に著しく支障を与えるおそれがあるとき。

(目的外使用の許可)

第7条 港湾施設は、第4条の規定に関わらず、規則で定めるところにより市長の許可を受けて、当該港湾施設の目的以外の目的に使用することができる。

2 市長は、前項の許可の申請が当該港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがないものであり、かつ、港湾の開発、利用、保全又は管理に支障を与えるおそれがないものであると認める場合を除き、許可をしてはならない。

(占有の許可)

第8条 港湾施設は、規則で定めるところにより市長の許可を受けて、当該港湾施設に工作物を設置する等により、その全部又は一部を占有することができる。ただし、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域について占有する場合又は法第37条の規定により許可を受け、若しくは協議した者が当該許可若しくは協議に係る行為として占有する場合は、市長の許可を要しない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号に掲げる要件に適合すると認める場合を除き、許可をしてはならない。

- (1) 港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがないものであること。
- (2) 港湾施設を原状に回復することが困難でないものであること。
- (3) その他港湾の開発、利用、保全又は管理に支障を与えるおそれがないものであること。

(変更の許可)

第9条 第5条、第7条第1項又は前条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項については、この限りでない。

2 前項の許可に当たっては、第5条の許可の変更については第6条の規定を、第7条第1項の許可の変更については同条第2項の規定を、前条第1項の許可の変更については同条第2項の規定をそれぞれ

れ準用する。

(転貸等の禁止)

第10条 第5条、第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設を第三者に使用させ、又は占有させてはならない。

(使用料等の納付)

第11条 第5条、第7条第1項若しくは第8条第1項又は法第37条第1項第1号若しくは第2号の許可を受けた者は、別表に定める使用料、占用料、土砂採取料又は手数料（以下「使用料等」という。）を市長が指定する日までに納めなければならない。

2 使用料等の算定について必要な事項は、この条例に定めるもののほか、規則で定める。

(使用料等の減免)

第12条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(使用料等の不還付)

第13条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第14条 何人も、港湾施設内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 港湾施設に、貨物その他の物件を放置すること。
- (2) 港湾施設を損傷、汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 市長が指定する立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 関係者以外の立入等、市長が表示した規制事項に反する行為をすること。
- (5) その他規則で定める行為

(行為の許可)

第15条 港湾施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

- (1) 第8条第1項の許可に係る行為として行う場合を除き、港湾施設の原状に変更を加えること。
- (2) その他規則で定める行為

2 第7条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、若しくは変更し、その許可の効力を停止し、若しくは条件を変更し、若しくはその許可に新たな条件を付し、又は作業その他の行為の中止、貨物その他の物件の搬出、船舶の移動、工作物の改築若しくは除却作業その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること、若しくは港湾施設を原状に回復すること

を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 詐欺その他不正な手段により、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

(1) 許可に係る作業その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

(2) 港湾工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、港湾施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上必要があると認めるとき。

3 前2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入出港届)

第18条 船舶が港湾区域内に入港したとき、又は港湾区域内から出港しようとするときは、入出港届を市長に提出しなければならない。

(許可の条件)

第19条 市長は、この条例の規定による許可には、港湾施設の安全かつ効率的な利用その他港湾の適正な管理のために必要な条件を付すことができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可

を受けた者に対し、不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

2 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第5条の許可を受けないで一般使用又は専用使用をした者
- (2) 第7条第1項の許可を受けないで港湾施設をその目的以外の目的に使用した者
- (3) 第8条第1項の許可を受けないで港湾施設の占用をした者
- (4) 第9条第1項の許可を受けなければならない事項の変更を許可を受けないでした者
- (5) 第14条の規定に違反した者
- (6) 第15条第1項の許可を受けないで、港湾施設内において同項各号に掲げる行為をした者
- (7) 第16条第1項又は第2項の規定に基づく市長の命令に従わなかった者
- (8) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第16号）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行日前に旧条例によりされた承認は、この条例の規定によりされた承認とみなす。

附 則（平成27年条例第17号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

【以下省略】

# 資料 3

## ○網走市港湾施設管理条例施行規則

平成18年 3月29日

規則第 3号

改正 平成26年 3月31日規則第 5号

平成27年 8月28日規則第24号

平成30年 7月 1日規則第13号

令和 2年10月27日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、網走市港湾施設管理条例（平成18年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第5条の市長が定める港湾施設)

第2条 条例第5条の市長が定める港湾施設は、泊地、船だまり、防波堤、防潮堤、突堤、橋梁及び緑地とする。

(許可の申請)

第3条 条例第5条、条例第7条第1項又は条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる港湾施設の区分に応じ、当該各号に定める様式の申請書により市長に申請しなければならない。

- (1) 岸壁、けい船くい 入港前手続様式（その1）（第1号様式）
- (2) 物揚場、護岸、船入潤 物揚場等けい船使用許可申請書（第3号様式）
- (3) 上屋、港湾施設用地 港湾施設（上屋・港湾施設用地）使用許可申請書（第4号様式）
- (4) 船舶給水施設 船舶給水施設使用許可申請書（第5号様式）
- (5) 臨港道路 臨港道路占用許可申請書（第6号様式）

2 法第37条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に係る同項の許可を受けようとする者は、同項第1号に掲げる行為にあつては、公共空地等占用許可申請書（第7号様式）、同項第2号に掲げる行為にあつては、土砂採取許可申請書（第8号様式）により市長に申請しなければならない。

3 条例第15条第1項の許可を受けようとする者は、港湾施設内行為許可申請書（第9号様式）により市長に申請しなければならない。

4 第1項第1号の申請書を受理し、市長が適当と認める場合は、岸壁けい船使用許可書（第2号様式）を使用者へ通知する。

(変更の許可の申請等)

第4条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、変更許可申請書（第10号様式）により市長に申請しなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な事項は、法人の名称、代表者及び主たる事務所の所在地とする。

(使用料等の算定)

第5条 条例第11条第2項の規定により次に掲げる使用料等の算定については、条例別表に定める金額を基礎として算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) けい船使用料（外航船舶（消費税法（昭和63年法律第108号）第7条第1項第5号に該当する船舶をいう。）を除く。）

(2) 港湾施設用地使用料のうち(3)その他使用又は占有を除く使用料。

(3) 上屋使用料

(使用料等の減免)

第6条 条例第12条の市長が特に必要があると認める場合とは、次に掲げる場合とする。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公用又は公共の用に供するために使用若しくは占有又は土砂の採取（以下「使用等」という。）をする場合

(2) 災害その他使用等をする者の責めに帰することができない理由により使用等をすることができなくなった場合

(3) その他市長が特に減免する必要があると認める場合

2 使用料等の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書（第11号様式）により市長に申請しなければならない。

(使用料等の還付)

第7条 条例第13条の市長が特別の理由があると認める場合とは、次に掲げる場合とする。

(1) 港湾計画の遂行その他公益上の理由により使用等の許可を取り消し、又は変更した場合

(2) 災害その他使用等をする者の責めに帰することができない理由により使用等を開始し、又は継続することができなくなった場合

(3) その他市長が特に還付する必要があると認める場合

2 使用料等の還付を受けようとする者は、使用料等還付申請書（第12号様式）により市長に申請しなければならない。

(入出港届)

第8条 条例第18条の船舶は、総トン数500トン以上の船舶とする。ただし、市長が必要と認めるときは、総トン数500トン未満の船舶に対しても入出港届を提出させることができる。

2 条例第18条の入出港届は、港則法（昭和23年法律第174号）第4条の規定による届出の例によらなければならない。

(遵守事項)

第9条 港湾施設の使用等の許可を受けた者は、船舶のけい留、荷役等に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 潮の干満に応じ、けい留索を調整すること。

(2) 火災その他港湾施設等に危害を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、直ちに離岸その他適切な措置をとること。

(3) 天候が悪化するおそれがあるときは、離岸その他適切な措置をとること。

(4) 岸壁、けい船くい又は物揚場とけい留している船舶との間に、必要に応じ適当な防舷具を使用すること。

(5) ばら積貨物等の荷役又は運搬をするときは、散乱防止のための適当な措置をとり、終了後は、速やかに使用した施設を清掃すること。

(6) その他市長が状況に応じ特に指示する事項

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第5号）

1 この規則は、平成26年5月1日から施行する。

2 改正後の網走市港湾施設管理条例施行規則第5条に関する規定は、この規則の施行の日以後の港湾施設の使用に係る使用料に適用し、同日前までの港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年規則第24号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第13号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

【以下省略】

## 港則法における「係留」、「停泊」、及び「漁労」の制限について

### 【関係条文のみ抜粋】

#### (係留等の制限)

第八条 汽艇等及びいかだは、港内においては、みだりにこれを係船浮標若しくは他の船舶に係留し、又は他の船舶の交通の妨げとなるおそれのある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない。

#### (移動命令)

第九条 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

#### (停泊の制限)

第十条 港内における船舶の停泊及び停留を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

### ※港則法施行規則第6条

#### (停泊の制限)

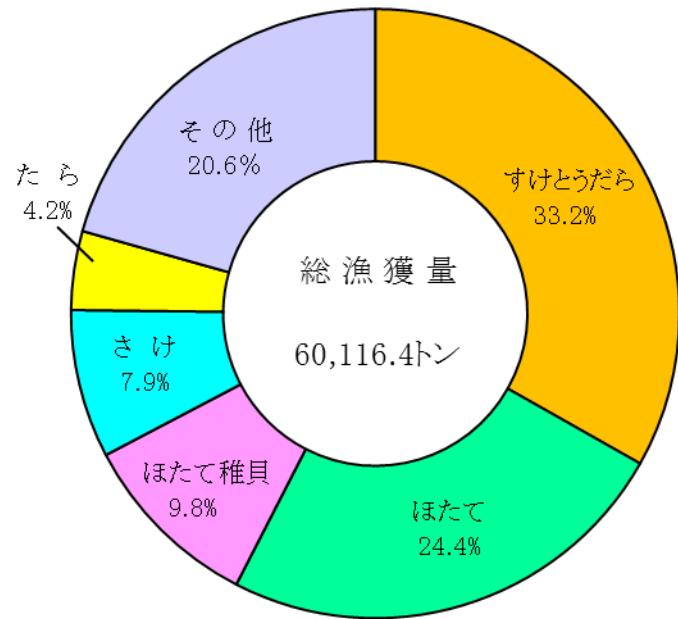
第六条 船舶は、港内においては、次に掲げる場所にみだりにびよう泊又は停留してはならない。

- 一 ふ頭、棧橋、岸壁、係船浮標及びドックの付近
- 二 河川、運河その他狭い水路及び船だまりの入口付近

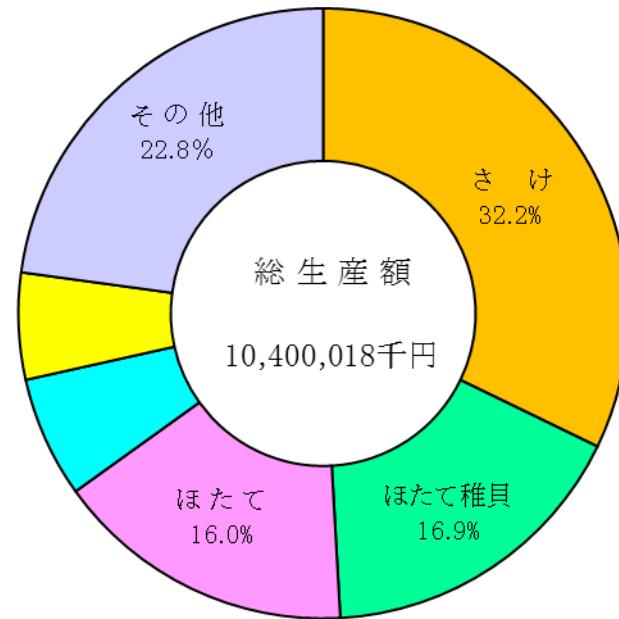
#### (漁ろうの制限)

第三十五条 船舶交通の妨となる虞のある港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはならない。

【漁獲量】



【金額】



【参考】

2020年全国主要漁港水揚げランキング

順位	品名	水揚量 (t)	金額 (億)
1	銚子	271,840	382
2	釧路	191,044	352
3	焼津	153,521	287
4	石巻	101,332	273
5	境港	98,284	192
6	長崎	92,983	182
7	枕崎	80,405	172
8	稚内	75,701	157
9	気仙沼	70,887	144
10	八戸	61,170	132

うち網走港分

【2020年】 漁獲量：55,142トン 生産額：87億円  
 【2021年】 漁獲量：51,495トン 生産額：125億円

【漁船勢力】

区分 \ 年次		2020年	
		隻数	トン数
動 力	5トン未満	146	213
	5～9.99トン	2	19
	10～19.99トン	38	586
	20～49.99トン	2	70
	50トン以上	3	480
	小計	191	1,368
合計		191	1,368



沖合底曳網漁業 160t

漁業種類別経営体数・着業隻数及び、漁業種類別水揚数量・金額

(数量:ト 金額:千円)

漁業種類		経営体数	着業隻数	操業期間	月間延操業隻数	年間延操業隻数	年間入出港隻数	水揚数量	水揚金額
大臣許可漁業	沖合底びき網	3	3	1月～12月	56	561	1,122	24,373	1,535,089
	知事許可漁業								
定置漁業	きちじ延縄	4	2	1月～12月	55	534	1,068	77	229,674
	けがにかご	4	3	4月～8月	84	113	226	28	63,804
	かに固定式刺し網	3	2	4月～12月	49	196	392	118	326,272
	すけそ・たら・ほっけ固定式刺し網	11	4	10月～12月	18	36	72	25	2,633
	つぶかご	2	2	4月～12月	30	60	120	1	301
	その他	21	1	1月～12月	-	5	10	1	40
	さけ定置	1	13ヶ統	9月～11月	63	191	382	4,292	3,697,760
さけ・ます定置	12	27ヶ統	9月	91	91	182	269	222,155	
特別採捕	1	1ヶ統	9月	17	17	34	258	217,379	
共同漁業	ほたてがいがい・えぞきんちゃくがいがい	1	9	3月～11月	189	1,512	3,024	18,894	4,694,604
	うに	12	12	1月～12月	183	918	1,836	2	52,298
	ほっきがいがい・えぞばかがいがい・さらがいがい	7	7	5月～10月	62	248	496	72	19,658
	たこ(函)	8	8	1月～12月	95	468	936	385	318,387
	その他	79	35	1月～12月	-	68	136	83	36,475
漁業	ます小型定置網	12	32ヶ統	7月～8月	265	319	638	217	157,850
	いわし・ます・にしん小型定置網	29	56ヶ統	5月～7月	52	104	208	19	3,409
	かれい刺し網	58	10	3月～11月	10	50	100	4	579
	そい・ほっけ・にしん刺し網	55	8	3月～12月	16	16	32	3	239
	いか・ほっけ・かれい底建網	2	1ヶ統	3月～12月	15	29	58	13	3,416
	その他	39	0					0	0
	溝沸湖・藻琴湖	12	12	1月～12月	20	124		17	16,723
網走川	12	6	5月～7月	45	90		0	0	
区画漁業	ほたてがいがい養殖	12	12	1月～12月	204	1,020	2,040	2,323	868,690
	かき養殖(溝沸湖・藻琴湖)	12	12	5月～12月	60	240		10	7,633
合計				海面	1,554	6,556	13,112	51,484	12,475,068
				内水面	125	454	0		

※ 上記以外に、網・函入れ、採苗・分散など操業準備の入出港多数